

能美市福祉活動助成事業取り扱い要領

1 目的

能美市内の団体及び福祉施設（市立機関や市の公益事業である機関を除く）が、地域と連携を図り、地域福祉の推進を目的として行なう事業に対し、能美市共同募金委員会助成要綱に基づき助成する。

2 実施主体

社会福祉法人石川県共同募金会能美市共同募金委員会(以下「市共募委員会」という。)

3 対象事業

(1) 地域住民との地域交流の活性化を目的とした事業

福祉施設の行事等を通じて、利用者と地域住民が交流し、相互理解を図る。

(2) 地域住民の日常の介護や子育てへの支援を目的とした事業

高齢者や障害者及び介護者の悩みや子育ての心配に対する相談への助言を行う。

定期的な行事等を通じて、コミュニティの場としての機能を図る。

(3) 団体や施設と地域が連携を図れるように、会員、職員の資質の向上を目的とした事業

調査、研究及び研修を行い、知識や技術の向上を図る。

(4) その他、モデルとなるような先駆的な事業

※ 上記対象事業について、継続して助成を受ける場合は、前年度と異なる内容（新たな内容を取り入れるなど）を含む事業とすること。但し、新規事業の場合は、申請から3年間は同一の事業でも可とする。

4 対象経費及び交付額

(1) 対象となる経費は、事業に要する次の経費とする。

諸礼金、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、消耗器具備品費、使用料及び賃借料、その他、市共募委員会会長が必要と認めるもの。但し、人件費及び固定資産購入による支出は対象外とする。消耗器具備品費の場合は、見積書を添付すること。

(2) 交付額は1事業あたり上限50,000円とする。但し、福祉施設に関しては1法人1施設とし、その年度内の予算の範囲とする。

5 事業の実施方法

(1) 本事業を実施しようとする団体及び福祉施設は、様式1（交付申請書）様式2（事業計画書）及び様式3（事業経費予算書）を市共募委員会へ提出する。

(2) 市共募委員会は、交付申請書の提出があった中から、この事業を実施することが適当と認められる団体及び福祉施設を決定し、申請の翌年度、交付の可否及び交付額を通知するものとする。（決定にあたり、事業内容について質問する場合がある）

※決定通知と請求書及び様式4（事業報告書）・様式5（事業経費精算書）、ありがとうメッセージ様式を同封して送付する。助成の指定期間は申請の翌年度1か年とする。

(3) 決定のあった団体及び福祉施設は、請求書を市共募委員会まで提出する。

- (4) 事業終了後 1 か月以内に様式 4 (事業報告書) 様式 5 (事業経費精算書) 及びありがとうメッセージ・事業の様子がわかる写真等 (データで) を市共募委員会まで提出する。
- (5) 事業実施の際には、能美市共同募金委員会助成事業であることを明記すること。

6 その他

- (1) 赤い羽根共同募金が財源となっていることから、募金箱設置などの募金活動や赤い羽根共同募金の周知・啓発への協力・参加をすること。

(付 則)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。